

熊谷市農業委員会
第 7 回総会議事録

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第7回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和7年2月28日（金）午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和7年2月28日（金）午後3時30分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
- (2) 現在数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	1 7	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	欠	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	出	長谷川 隼男
7	出	稲村 文男	2 1	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	出	青木 大輔
9	欠	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	欠	原田 知子
1 1	出	栗原 加津男	2 5	出	若山 美奈子
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	欠	石平 伸一	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
- 報告事項(6) 電気通信事業法に基づく第1種電気通信事業等該当農地転用について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第7回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	（ 夏目会長挨拶 ）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、夏目会長にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中24名でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （ 議長一任の声あり ） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 13番 千葉委員、 14番 関口委員 をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について 以上、5議案です。よろしく御審議願います。

議 長	各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 本日、新規就農の方がお見えになっている案件がございますので、先に議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを上程したいと思いますのですが御異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ） それでは、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。なお、今回の審議が利用集積制度の最後の審議となり、今後は中間管理事業に移行します。 議案書１６頁から３７頁、議案書資料の１１頁から１５頁を御覧ください。申請件数は１４２件、２９９筆、３０７，４１４，２８㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。以上、御審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは最初に、新規就農の方がお見えになっていますので議案番号１１６０を先に審議いたします。申請人、〇〇〇〇〇〇氏の入室を認めます。 （ 申請人 〇〇〇〇〇〇〇 入室 ） 本日は、お忙しいところ大変御苦勞様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
申請人	ただいま紹介されました〇〇〇〇〇〇と申します。当社は〇〇の仕事をしており、〇〇程度を〇〇〇〇施設にお願いしています。仕事の依頼の際に、施設の〇〇〇〇とお話をしていると、農業をやってみたい、という声が多く、私も興味があったので農業を始めることとしました。今回借りる農地で数種類の作物を作りたいと思っています。経

申請人	験は〇〇〇〇〇〇ですがほぼありません。労働力は私と〇〇〇〇が一緒に作業をしたいと考えています。農業形態としては、当面は畑作のみを考えています。農業装備は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇です。作付計画は、お手元の資料のとおりです。
議 長	どうもありがとうございました。それでは申請人の営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。
西田委員	〇〇は〇〇〇〇の方ということでよろしいですか。また、農作業の経験はないということではなかったでしょうか。最後にもう一点、労働力のところで〇〇さんは地主さんであともう一人と３人が中心になってやるということではいいですか。
申請人	はい、〇〇〇〇施設になります。また、農業の経験はありません。３つ目の〇〇さんは地主さんで、営農計画に記載の３人が中心となつて行います。
若山委員	販路は確保していますか。
申請人	〇〇〇〇〇〇をお願いすることを考えています。
若山委員	予定している作物がメジャーで売れる作物ではないので〇〇は難しいと思います。需要があるものをやらないと生業として成立しないと思います。
申請人	〇〇〇〇〇は私も食べましたが、毎日食べるような作物ではないことは確かです。食べる以外に例えば〇〇〇の原料とすることや、栄養価の高い作物なので〇の原料とすること、更には〇〇〇〇〇などの原料にならないか等、色々模索しています。
若山委員	とすると、６次産業を目指すつもりですか。
申請人	自身で加工するところまでは考えていないです。友人のつてで関連するメーカーなどにあたっていただいている状況です。模索を続けて、もしだめならほかのことを考えていきたいと思っています。
若山委員	農協の組合員ですか。
申請人	組合員になっています。
塚田委員	〇〇〇〇〇が市の推奨品となっているのは知っていますか。
申請人	知っています。

議 長	(○○委員 退席) それでは、議案番号１１４１について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における議案番号１１４１について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。 (○○委員 入室) 続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審議いたします。議案番号１１６４及び１１６５については、借受人が○○委員でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。 (○○委員 退席) それでは、議案番号１１６４及び１１６５について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における議案番号１１６４及び１１６５について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。 (○○委員 入室) 続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審議いたします。議案番号１１７８については、借受人が○○委員でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。
-----	--

議 長	(○○委員 退席) それでは、議案番号１１７８について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における議案番号１１７８について、本案を承認するに賛 成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべき ものと決しました。○○委員は、入室をしてください。 (○○委員入室) 続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審 議いたします。議案番号１１８５については、借受人が○○委員であ りますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。 (○○委員 退席) それでは、議案番号１１８５について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における議案番号１１８５について、本案を承認するに賛 成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべき ものと決しました。○○委員は、入室をしてください。 (○○委員入室) 続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、別に審 議いたします。議案番号１２３８から１２４２までについては、借受
-----	---

議 長	人が〇〇委員の関係者でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 (〇〇委員 退席) それでは、議案番号１２３８から１２４２までについて、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号１２３８から１２４２までについて、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 (〇〇委員 入室) 続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号における議案番号１１４１、１１６０、１１６４、１１６５、１１７８、１１８５及び１２３８から１２４２まで以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は１頁から４頁を、議案書資料は１頁から７頁を御覧ください。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については全１９件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してある

事務局	とおります。 議案番号7及び、議案番号15について補足説明をいたします。まず、議案番号7について御説明いたします。議案書資料の2頁をお開きください。その中の番号7の中段、第1号から第6号のうち、第1号及び第5号が空欄となっております。この第1号及び第5号の内容につきましては、番号11の下に記載がございますのでそちらを御確認ください。 この第1号及び第5号については申請内容を確認したところ、該当の恐れがございましたが、申請人への聞き取り調査等で非該当という結論に達しました。空欄としたのは、その結論が本資料印刷日までに間に合わなかったためです。したがって、当該箇所につきましては「非該当」と御記入いただきますようお願いいたします。 続きまして、議案番号15について説明いたします。議案書資料3頁をお開きください。こちらにつきましても、先程の番号7と同様、本資料印刷日までに申請地の改善が見られなかったため、空欄としましたが、その後、申請地の改善が確認できたため、こちらにも「非該当」と御記入ください。 また、この案件につきましては1,000㎡を超える新規就農者となりますので、この後、本総会に御出席いただき御説明いただきます。申請人の営農計画書や作付計画書については、議案書資料5頁から7頁に記載がございますので、そちらを御確認ください。 事務局の説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは最初に、新規就農の方がお見えになっていますので議案番号15を先に審議いたします。申請人、〇〇〇の入室を認めます。 (申請人 〇〇〇 入室) 本日は、お忙しいところ大変御苦労様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
申請人	〇〇と申します。よろしくお願いいたします。営農計画書に基づいて説明をいたします。まず、動機ですが、〇〇が農業を営んでおり、子供のころ手伝いをしていた体験から農業の楽しさや喜びなどを感じていました。〇〇を機に改めて本格的に農業を始めたいと考えました。次に農業経験は、〇〇くらいまで〇〇の手伝いをしていました。また、営農規模ですが、労働力は私と〇の二人です。面積は、〇〇〇

申請人	〇〇〇〇併せて〇〇〇〇〇㎡ほどとなります。作物構成は〇〇をメインに〇〇〇〇〇〇と〇〇〇を考えています。装備については、〇〇〇に大きな倉庫がありますのでそこを農業用倉庫として利用します。機械については、〇〇が所有する〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇します。また、そのほかに〇〇〇〇〇〇〇〇〇を所有しています。作付計画については資料のとおりです。私の年齢もまだ若いのでいろいろと地域の人たちからアドバイスを受けながら農業を頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	どうもありがとうございました。それでは申請人の営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。
青木委員	〇〇がメインとのことですが、〇〇くらいの面積では収益が不安です。また、〇〇も収穫まではそれなりの年数が必要となるのでその間の収入はどうなりますか。
申請人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、農業は兼業で行うため収入は問題ないと考えています。
青木委員	〇〇を刈り取る際の〇〇〇〇〇〇〇〇はどうする予定ですか。
申請人	〇〇〇〇を考えています。
議 長	他に質疑等ございませんか。 (なしの声) 他に質疑、意見等もないようです。本日は大変ご苦勞様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。 (申請人 〇〇〇 退室) 地元の委員から何か御意見がありましたらお願いします。
塚田委員	現地を確認しましたが、耕作ができる状態となっています。また、〇〇主体ということで〇の問題ありません。兼業として農業が従となる形態で営んでいくと聞いています。
議 長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声)

議 長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第１号における議案番号１５について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。議案番号１については、代理人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、議案番号１について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第１号における議案番号１について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （ 〇〇委員 入室 ） 続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。議案番号５については、代理人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （ 〇〇委員 退席 ） それでは、議案番号５について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
-----	---

議　長	議案第１号における議案番号５について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(　　挙手全員　)
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。
	(　　〇〇委員　入室　)
	続きまして、議案番号１、５及び１５以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	議案番号７について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と思われるが事務局で事情が分かれば教えてください。
事務局	譲受人である農地所有適格法人と同じ経営者が経営する〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇、〇〇を目的として〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっていたものです。しかし、その際は〇〇〇〇に結びつかず今日に至っています。〇〇〇〇〇〇〇のはこのような事情によるものです。この度、農地所有適格法人が農業を営む目的で申請を行い、〇〇〇〇〇〇も含めて行うものとなっています。
関根委員	将来、〇〇を目的として転用申請が出されるのではないかと懸念があるのでしょうか。
事務局	現地は周辺に〇〇も多く、〇〇であり立地基準上は〇〇〇〇〇〇は可能と見込まれます。譲受人に確認をしたところ、そういうことはなく、きちんと農業を行っていくとの回答でありました。譲受人は〇〇〇にも多くの農地を所有していますが、〇〇〇農業委員会に確認したところ、懸念されているような〇〇になってしまった事例は確認できませんでした。結論として、農業をきちんとしているという判断となります。
関根委員	立地基準上、〇〇〇〇が可能であればやはり大きな懸念が残ります。将来、懸念が現実となった場合にどう対応するのでしょうか。
事務局	許可権者は県となりますが、５条の審査においてこうした懸念は審査の要件にはなりません。転用に当たって法律に抵触しなければ許可をしていくことになると思われます。懸念が現実となるかについては事務局もわかりかねます。
議　長	他に質疑等ございませんか。

	(なしの声)
議 長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の議案番号 1、5 及び 15 以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員です。よって、本案については原案のとおり許可すべきものと決しました。
	次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 5 頁から 6 頁、議案書資料は 8 頁を御覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、全 4 件となります。内訳としましては、「自己用住宅」が 1 件、「ゴミ集積所及び利用者駐車場」が 1 件、「駐車場」が 1 件、「石碑の存する雑種地」が 1 件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	議案番号 2 について、〇〇〇〇のごみ集積所とありますが、ごみ集積所を設定する際に市役所の環境の担当部署が地目を把握すると思います。そうした際に情報を共有するようにすれば今回のような〇〇の事態は避けられると思います。そうした情報連携は行わないのでしょうか。
事務局	今後は環境の担当部署と事務連携を図ってまいります。
議 長	他に質疑等ありますか。
	(なしの声)

議 長	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書は7頁から14頁、議案書資料は9頁から10頁を御覧ください。まず、議案書の訂正をお願いいたします。議案書10頁の議案番号12番、譲渡人のうち、〇〇〇〇さんのお名前の漢字ですが、「〇〇」の「〇」と記載されておりますが、正しくは「〇〇」の「〇」となります。大変申し訳ありませんでした。 続きまして、本議案における議案書の記載方法、権利関係について補足説明いたします。まず記載方法についてですが、議案書10頁から12頁を御覧ください。こちらに、議案番号12及び議案番号13について記載されています。この2つの議案番号は申請筆数が多いため、1つの議案番号の内容を頁がまたがる形で記載しています。続きまして、権利関係についてですが、議案書10頁から11頁に記載の議案番号12につきましては、〇〇〇〇さんが譲渡人となっている〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のみ〇〇〇〇〇〇となっており、それ以外の譲渡人の筆は、全て〇〇による〇〇〇〇〇〇〇となっており、また、議案書11頁から12頁に記載の議案番号13につきましては、〇〇〇〇さんが譲渡人となっている〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のみ〇〇〇〇〇〇となっており、それ以外の譲渡人の筆は、全て〇〇による〇〇〇〇〇〇〇となっており、 それでは、概要の説明に移ります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、全19件となります。内訳としましては、「自己用住宅」が10件、「農家住宅」が1件、「建売住宅」が1件、「宅地への進入路」が1件、「駐車場」が2件、「駐車場・資材置場用地」が1件、「居宅・事務所・倉庫・作業場・駐車場・資材置場用地の一部」が1件、「貸太陽光発電設置用地」が2件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	議案番号12及び議案番号13について、両議案番号に共通する事項として質問を3点いただいております。

[illegible]

事務局	そうではありません。
塚田委員	売買はどのくらいの金額で取引されているのでしょうか。
事務局	〇〇あたり〇〇〇〇〇程度、〇〇で〇〇〇〇〇ほどです。
塚田委員	そういった〇〇〇〇で提示されるので農地所有者は売買に前向きな人が多いです。
議 長	他に質疑等ありますか。
	(なしの声)
	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 3 号における議案番号 1 2 及び 1 3 について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手多数)
	挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。
	(〇〇委員 入室)
	続きまして、議案番号 1 2 及び 1 3 以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 3 号における議案番号 1 2 及び 1 3 以外の案件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
	次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は 1 5 頁を御覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、全 2 件となります。内訳と

事務局	しましては、太陽光発電設備用地の土地利用計画の変更が1件、公共工事に伴う仮設事務所等用地の一時転用期間の延長が1件となります。変更が必要になった理由等につきましては議案書に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議 長	それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項(1)から(5)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。また、(6)について、事務局より補足説明をお願いします。
事務局	議案書の48頁を御覧ください。報告事項(6)電気通信事業法に基づく第1種電気通信事業等該当農地転用について御説明申し上げます。 本件は農地転用の制限の例外(許可不要)として農地法施行規則第53条第1項第11号に掲げる電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために権利を取得する場合に該当するため、農地転用の許可不要となる事案であり、それを報告するものです。なお、本件は既に農地転用の許可権者である大里農林振興センターによって適切に処理されております。御報告は以上となります。
議 長	(6)につきまして補足説明にあったとおりであり、専決処分済みでございますので御了承をお願いいたします。 以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を

議 長	解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。 次に次第の 6、その他に移らせていただきます。 【森田編集委員長より農委だより配布方法について経過報告。農業委員会事務局より現地調査について、ミニ研修会を実施、年度末の活動記録の提出について確認、タブレットの活用について依頼。】 事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。 それでは、閉会を田中会長職務代理にお願いいたします。 （ 閉会のあいさつ ）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
農地係長
主任

内田 佳行
佐藤 雅史
佐藤 茂幸
滝口 悠太

令和7年2月28日

熊谷市農業委員会

会長 夏 目 亮 一

署名委員 千 葉 義 浩

署名委員 関 口 裕 美